



平成30年度

国民健康保険・後期高齢者医療制度

問い合わせ

医療保険サポートセンター

国民健康保険担当

☎ 24・8059

後期高齢者医療担当

☎ 24・8165

国民健康保険のお知らせ

平成30年度の保険税について

国民健康保険税は、前年の所得を基に計算する医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計で決まります。今年度の所得割率、均等割額・平等割額は据え置き、賦課限度額は引き上げました。

※介護保険分は40～64歳の加入者のみに掛かります。

■国民健康保険税の所得割率など

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	540,000円 (520,000円)	190,000円 (170,000円)	160,000円

所得割：世帯加入者全員の所得に応じた税率

均等割：加入者1人当たりの税額

平等割：1世帯当たりの税額

賦課限度額：国保税の世帯上限額

※（ ）内は昨年度の額

保険税軽減の対象が拡大

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合、国民健康保険税（均等割・平等割）の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

※所得の申告をしないと軽減判定ができません。申告がまだの人や所得の無い人も必ず申告をしましょう。

■保険税の軽減要件(変更分)

均等割 平等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+ 27.5万円 (27万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+ 50万円 (49万円) ×被保険者数

※（ ）内は昨年度の額

※7割軽減の軽減要件は変更ありません。

決定通知書を送付します

平成30年度国民健康保険税の決定通知書を、世帯主宛てに7月中旬に送付します。

■保険税の納付方法

普通徴収	年税額を7月から翌年3月までの9回に分けて、納付書または口座振替で納付（一括納付もできます）。	
	特別徴収	
4～6月に資格喪失	普通徴収	7月に精算分の納付をお願いします。
	特別徴収	4月、6月、8月の引き落とし金額によって差額の納付または過納分の還付があります。

問い合わせ
税グループ

☎ 24・8030
税務課 市民税・国保

70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

(国民健康保険・後期高齢者医療制度共通)

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過度にならないようにするものです。1カ月当たりの自己負担限度額を超えた分は、申請により高額療養費として保険者が支給します。

平成30年8月診療分から、70歳以上の人の上限額が変わります。

※過去12カ月以内に同一保険、同一世帯で4回以上高額療養費の支給があった場合、上限額が下がります。



後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に計算する所得割と均等割の合計で決まります。今年度の所得割率、均等割額は据え置き、賦課限度額は引き上げました。

平成30年度後期高齢者医療保険料の決定通知を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。

■後期高齢者医療の所得割率など

所得割率	9.33%
均等割額	47,520円
賦課限度額	620,000円 (570,000円)

※（ ）内は昨年度の額

保険料軽減の一部改正

平成20年4月から特例的に実施してきた保険料の軽減について、世代間・世代内の公平を図るため昨年度から段階的に見直しています。一方、所得が少ない人への保険料軽減は、基準額を見直し、対象を拡大しました。

◇保険料軽減の対象が拡大

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合に保険料（均等割）の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

◇所得割額の軽減率の変更

所得割額を負担する人で基礎控除（33万円）を差し引いた後の総所得金額等が58万円以下の人は、昨年度は所得割が2割軽減でしたが、今年度は軽減が廃止となります。

◇均等割額の軽減率の変更

後期高齢者医療制度に加入する前日に家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人は、昨年度は均等割が7割軽減でしたが、今年度は5割軽減となります。

※ただし、世帯の所得が少ない人は均等割の軽減（9割軽減、8・5割軽減）を受けられます。

一定の障がいのある人は 加入できます

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

※一定の障がいとは
◎身体障害者手帳…1～3級、4級の
一部 ◎療育手帳…A ◎精神障害者
保健福祉手帳…1・2級 ◎障害年金…1・2級

8月から保険証が変わります

8月1日から使用できる新しい保険証（緑色）を、7月中旬から簡易書留で送付します。現在の保険証（紫色）は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄してください。

※現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証を送付します。

■保険料の軽減要件(変更分)

均等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+ 27.5万円 (27万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+ 50万円 (49万円) ×被保険者数

※（ ）内は昨年度の額

※9割軽減、8.5割軽減の軽減要件は変更ありません。

■医療費の自己負担限度額(月額)

赤枠が平成30年8月診療分からの変更点

摘要区分	外来+入院(世帯ごと)		
	外来(個人)		4回目以降
課税所得690万円以上	252,600円+(医療費－842,000円)×1%		140,100円※
課税所得380万円以上	167,400円+(医療費－558,000円)×1%		93,000円※
課税所得145万円以上	80,100円+(医療費－267,000円)×1%		44,400円※
一般	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円	44,400円※
住民税非課税	8,000円	24,600円	—
住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	—